

御殿場市消防団サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に所在する事業所等が消防団員等に対し支援を行うことに関し必要な事項を定め、もって地域力の向上及び御殿場市消防団員の継続的な確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員等 御殿場市消防団員及び御殿場市消防団員と同居する者をいう。
- (2) 優遇サービス 消防団員等に対して行う代金の割引、特典の付与その他の支援をいう。
- (3) サポート事業所 本市に所在する事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）であって、消防団活動を支援するため、消防団員等に対し優遇サービスを行うものとして市長の登録を受けたものをいう。

(団員カード及び家族カードの交付等)

第3条 市長は、消防団員に御殿場市消防団員サポートカード（様式第1号。以下「団員カード」という。）を、消防団員と同居する者に御殿場市消防団員サポート家族カード（様式第2号。以下「家族カード」という。）を、それぞれ交付するものとし、当該消防団員が退団する時に市長に返却するものとする。

2 消防団員等は、サポート事業所において団員カード又は家族カード（以下「団員カード等」という。）を提示することにより、当該サポート事業所から優遇サービスを受けることができるものとする。

3 消防団員等は、団員カード等を紛失し、又は破損し、再交付を受けようとする場合は、御殿場市消防団サポート事業団員カード等再交付申請書（様式第3号）により、市長に申請するものとする。

(留意事項)

第4条 消防団員等は、サポート事業所において優遇サービスを受けようとするときは、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) サポート事業所の指示に従い、団員カード等及び自己の住所が分かる書類を提示すること。
- (2) 他の者に団員カード等を貸与し、又は譲渡してはならないこと。
- (3) サポート事業所に対し優遇サービスを強要してはならないこと。

2 前項の規定に違反して団員カード等を不正に使用し、又はサポート事業所に損害を与

えた場合は、当該消防団員がその責を負う。

(サポート事業所の登録)

第5条 サポート事業所として登録を受けようとする事業所等は、御殿場市消防団サポート事業所登録届(様式第4号。以下「登録届」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録届の提出があったときは、サポート事業所の登録を行い、当該事業所等に御殿場市消防団サポート事業所表示証(様式第5号。以下「表示証」という。)を交付するものとする。

(表示証の掲示)

第6条 サポート事業所は、前条第2項の規定により交付を受けた表示証を次に掲げる場所等に表示しなければならない。

(1) 事業所等の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板及び電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告。この場合において、サポート事業所は、表示証の写しを拡大し、又は縮小して使用することができるものとする。

(登録の変更及び廃止)

第7条 サポート事業所は、第5条第2項の規定により登録を受けた内容を変更し、又は廃止しようとするときは、御殿場市消防団サポート事業所変更・廃止届(様式第6号。以下「変更・廃止届」という。)をあらかじめ市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更・廃止届の提出があったときは、速やかに、当該登録の内容を変更し、又は抹消するものとする。

(表示証の返納)

第8条 前条第2項の規定により登録を抹消されたサポート事業所は、速やかに表示証を返納しなければならない。

(サポート事業所の公表)

第9条 市長は、サポート事業所及びその優遇サービスの内容等について、市ホームページ等により公表するものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、御殿場市消防団サポート事業所表示証交付台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第4条関係）

（表）

<p>御殿場市消防団員サポートカード</p>
<p>御殿場市長</p>
発行日 年 月 日

（裏）

御殿場市消防団 第 分団 第 部
氏名（署名）
住所
1 消防団サポート事業所表示証が掲示してある事業所でこのカードを提示してください。提示しない場合は、優遇サービスが受けられない場合があります。
2 本カードを他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
3 当該消防団員が退団された場合は、本カードを返却してください。
※このカードを拾得された方は、お手数ですが下記まで御連絡ください。
御殿場市消防団本部

様式第2号（第3条、第4条関係）

（表）

<p>御殿場市消防団員サポート家族カード</p>
<p>御殿場市長</p>
発行日 年 月 日

（裏）

御殿場市消防団 第 分団 第 部
氏名（署名）
住所
1 消防団サポート事業所表示証が掲示してある事業所でこのカードを提示してください。提示しない場合は、優遇サービスが受けられない場合があります。
2 本カードを他人に貸与し、又は譲渡することはできません。
3 当該消防団員が退団された場合は、本カードを返却してください。
※このカードを拾得された方は、お手数ですが下記まで御連絡ください。
御殿場市消防団本部

様式第3号（第3条関係）

御殿場市消防団サポート事業団員カード等再交付申請書

年 月 日

御 殿 場 市 長 様

所 属 団本部・第 分団第 部
氏 名 印

御殿場市消防団サポート事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき、団員カード等の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 カードの種類

団員カード ・ 家族カード

2 再交付の理由

紛 失 ・ 破 損

3 上記に至った経過

様式第4号（第5条関係）

御殿場市消防団サポート事業所登録届

年 月 日

御 殿 場 市 長 様

所在地
名称
事業所等 代表者名 印
電 話

御殿場市消防団サポート事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、サポート事業所として登録を受けたいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出消防団サポート事業所

所在地	〒
事業所名	
担当者名	
電 話	
業 種	
メールアドレス	
営業時間	
定休日	
のぼり旗	必要 ・ 不要

2 優遇サービス

内 容	
条 件 等	

※優遇サービスは連続して1年以上継続してください。

※記載された事項は、本事業推進の目的以外には使用しません。

様式第5号（第5条、第6条、第8条関係）

御殿場市消防団サポート事業所表示証



直径30センチメートルとする。

様式第6号（第7条関係）

御殿場市消防団サポート事業所変更・廃止届

年 月 日

御 殿 場 市 長 様

所 在 地

名 称

事業所等 代表者名

印

電 話

御殿場市消防団サポート事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、内容変更・廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録内容の変更

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

2 サポート事業所の廃止

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	

